

◆関西共同行動ホームページ「<http://www17.plala.or.jp/kyodo/>」にアクセスを！よろしく！！

関西共同行動

ニュース NO.91

カンパを
お願いします！

大阪市北区西天満4の6の19 北ビル2号館501号 中北法律事務所 気付け

関西共同行動 Tel 06-6364-0123 (Fax -5247) 郵便振替口座 00950-9-78379



題字／橋本 勝

写真／細川 義人

■6月5日、大阪市・生野区にて、「第27回 統一マダン生野」が3年ぶりに開催された。朝鮮半島の平和と統一する悲願と念願を持って約2000人以上の参加者によって交流を深めた。

写真は韓国伝統芸能の舞。自由空間の中に幽玄の世界を魅了する舞を披露して下さい(細川)。

特集： 排外主義と侵略への道

目次

【巻頭言】

ロシアの侵略を弾劾する！

中北龍太郎……………2

●ロシアのウクライナ侵略戦争をどのようにして止めるか

藤本和貴夫……………5

●横須賀・佐世保とのトライアングルの要・米海兵隊岩国基地、世界規模でも突出した基地強化

湯浅一郎……………7

●佐渡鉱山、歴史の真実に

向き合って登録を

飛田雄一……………9

●フジ住宅事件大阪高裁判決の

示した規範を社会の隅々に

村田浩治……………11

●編集後記……………8



カンパを！

【巻頭言】

ロシアの侵略を弾劾する！

中北龍太郎

ロシアのウクライナ侵略は徹底的に弾劾されなければなりません。もちろん米国などの蛮行を弾劾することも重要です。今号は集中的にプーチン政権批判を展開します。

■戦争違法化と侵略

国連憲章は、戦争違法化原則を發展させ、再び戦争が起きることを防ぎ国際社会の平和を維持するために、国際紛争の平和的解決を義務づけ、武力による威嚇、武力の行使を禁止しました。国家による他の国家の主権・領土保全・政治的独立に対する武力の行使である侵略は絶対に許されません。特別軍事作戦は明白な侵略であり、国連憲章違反です。まさに戦後の国際的な平和秩序を根底から破壊する歴史的暴挙です。

プーチンは、国連憲章の例外である個別的・集団的自衛権の行使にあたりと弁解していますが全くでたらめです。ウクライナがロシアを武力攻撃していない以上、ロシアは個別的自衛権を行使できません。プーチンは、「ドネツク人民共和国」「ルハンスク人

民共和国」がウクライナから攻撃を受け「両国」の要請があったから集団的自衛権の行使にあたりとも主張しています。しかしながら、「両国」が集団的自衛権行使の必須の前提となる国とは到底いえず、満州国のような傀儡政権に過ぎませんから、ロシアは集団的自衛権を行使できません。

プーチンは核兵器を使用すると核の威嚇を繰り返しています。核戦争の危険を現実化する許しがたい発言です。この発言は国連憲章が禁じる「武力による威嚇」に外なりません。

ロシア軍の都市全体に対する無差別砲撃、市民の大量虐殺、住民の強制移住はすべてジュネーブ条約などの国際人道法違反です。

■プーチンの侵略思想

21年発表のプーチン論文「ロシア人とウクライナ人の歴史的一体性」は、ウクライナ人はロシア民族の一つ、ウクライナの真の主権はロシアとのパートナーシップによってのみ可能と主張しています。しかし、この論文はウクライナの独立性を全く無視し

ています。

最初の東スラブ民族の国家キーウ・ルーシ公国によって、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの基礎ができました。同公国はモンゴル帝国に滅ばされましたが、複数に分岐した公国の一つであるハーリチ・ヴォルィニ公国は国家として存続し、ウクライナの最初の国家とされています。コサック時代にはウクライナ国家であるヘトマン国家が作られました。ところが、ロシア帝国軍によりヘトマン国家は滅ぼされました。19世紀半ばにはロシア帝国は膨大な植民地を擁する巨大帝国となり、ウクライナを支配しました。ソ連時代にはロシア民族の優越性が強調される中でも、独立運動は粘り強く続けられました。独立への大きな転機になったのがゴルバジョフのペレストロイカでした。ウクライナは91年独立宣言を出し独立を果たしました。ウクライナの歴史を辿っていくと、ウクライナは決してロシアの1民族ではなく、独自の言語・文化を持つ別民族であり、ロシア帝国とソ連の下での同化政策に抗して民族独立運動を持続してきました。ロシアのウクライナ侵略は、大ロシア・勢力圏の復活という帝国主義的・植民地主義的性格を有し、ウクライナを歴史から抹殺せんとするものです。

■チエチエン戦争

カスピ海と黒海に挟まれた地域の東西に横たわる



90年代独立闘争を展開しますが、長い抵抗の歴史が

コーカサス山脈の北側に位置するチェチェンは、岩手県ほどの大きさで人口は約100万、宗教はイスラム教です。チェチェンはロシアの侵略と支配に対する抵抗の400年にわたる歴史があります。ロシア帝国からチェチェンの領土を引き継いだソ連—ロシアは、地政学上の重要性、天然資源の存在から植民地を手放そうとはしませんでした。チェチェンは

独立闘争につながっています。

91年独立派のドゥダーエフが大統領選挙で勝利し独立を宣言します。エリツィン大統領は94年派兵し、第1次チェチェン戦争になりました。チェチェン側に10万人の犠牲者（8割が民間人）をもたらしました。96年ロシアにとつて屈辱的なハサヴュルト和平合意が成立し、一旦停戦となりました。

ところがプーチンは、立て続けに起きていたアバト爆破事件を直ちにチェチェン武装勢力の犯行と決めつけ、99年ハサヴュルト合意を破棄し第2次チェチェン戦争を開始します。翌年3月のロシア大統領選挙でプーチンが圧勝できたのは、「戦果」を挙げたからでした。政府の爆破事件関連疑惑は、FSB（旧KGB）リトビネンコ元中佐が「爆破事件はロシア政府の自作自演」との告発でも明るみになっています。第1次チェチェン戦争で停戦合意に至ったのは、ロシアにまだ自由があったからです。この教訓を肝に銘じたプーチンはメディアと反対勢力の抹殺・暗殺に血道をあげていきます。自由の圧殺がプーチンの独裁をつくり、戦争「勝利」の基盤になったのです。この戦争の実態は民族抹殺で、犠牲者は20万人を数えました。

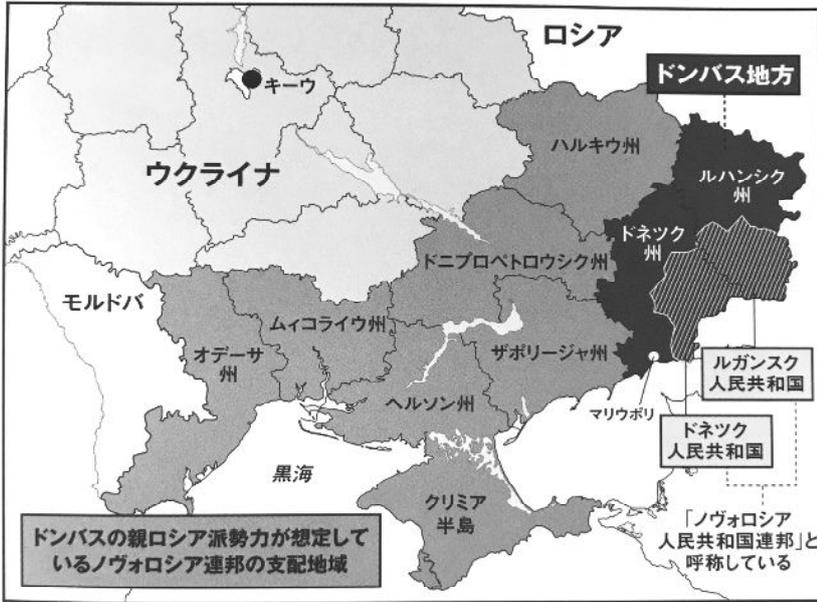
プーチンは、チェチェンの親口派≠非独立派勢力を支援し、独立派との軍事衝突を後押しして独立派を排除し、親口派政権を樹立させて独立させないという戦略を取ってきました。独立派をほぼ軍事制圧

した03年には新憲法制定の住民投票を実施し、新憲法にもとづいて大統領選挙を実施しカディロフが就任しました。この選挙はあらゆる面で歪なものでした。07年カディロフの息子が大統領に就任し、ロシア政府の経済支援によって復興しました。カディロフ政権はプーチンへの忠誠—服従関係によって支えられており、強権・恐怖政治を行い、獐狂な数万の武装部隊は暗殺・侵略部隊として暗躍しています。

第2次チェチェン戦争はプーチンの戦争で、ウクライナ侵略の起点としてプーチンの原点になっています。

■NATOの東方拡大

米英仏カナダなど12か国で発足した北大西洋条約機構（NATO）は軍事同盟で、ソ連の封じ込めを任務としていました。ソ連解体によりNATOは無用の存在となりましたが、NATOは存続しそれぞれどこか東方に拡大し、加盟は全30か国となりました。プーチンは、東方不拡大の約束を破ったと繰り返し主張しています。その約束というのは、ベーカー米國務長官が90年にゴルバチョフに「1インチも東方拡大しない」と述べたというものです。しかし、ブッシュ大統領は政府見解ではないと回答しており、約束であれば文書化されるはずですが文書はありません。しかも97年の米口首脳会談で約束はなかったことが確認されています。



ウクライナでは歴代政権がNATO加盟の動きを示していました。しかし、NATO加盟には全加盟国の賛成が必要とされ、独仏などは加盟に反対してきました。加盟には実現性がなく、加盟が脅威となるといった理由で侵略を正当化することはできません。

82年パルメ委員会は国連事務総長に「共通の安全保障―核軍縮への道標」を提出し、自国のみの安全ではなく相手国も含めて共通の安全保障を追求すべ

きだしました。ゴルバチョフは共通の安全保障を基礎にして新思考外交を推し進めました。その結果、米ソと東西間の信頼関係を基礎に冷戦の終結を切り拓きました。

75年欧州で全欧安全保障協力会議(CSCE)が開かれ、主権の尊重、武力不行使、紛争の平和的解決、内政不干渉、信頼醸成措置の促進などを掲げたヘルシンキ合意が調印されました。94年には会議は常設の紛争予防・解決を図る全欧安全保障協力機構(OSCE)に改組されました(04年55か国加盟)。

米国・NATOとロシアが共通の安全保障の方針を誠実に実施し、OSCEをもっと活用していれば、ロシアの侵略は起こらなかったはずですが、そうした信頼関係が醸成されなかったことが侵略をもたらしました。

■ウクライナの政治の動向

ウクライナは独立後非核3原則を確立し、核を管理する技術も財政もないことから、大量の核兵器をロシアに返還しました。核返還の代わりに安全保障を求め、95年ロシアとの間で武力行使禁止、核兵器不使用を含むブダペスト覚書を交わしました。

04年大統領選をめぐってオレンジ革命が起き、ユーシェンコ政権が成立しました。10年の大統領選では親ロシアのヤヌコーヴィチが当選し、EUとの自由貿易圏交渉を中止しました。この選択が多くの人

びとの怒りを招き、14年マイダン革命が起こります。ヤヌコーヴィチはロシアに逃亡し、大統領選でポロシェンコが当選しました。

マイダン革命直後ロシア軍がクリミアの主な施設を占拠し、併合を問う住民投票をでっちあげ、ロシアはクリミアを併合しました。国連総会は住民投票を無効と決議しています。この併合は他国の領土への武力行使によって奪い取ったものです。14年ドンバス地域で「ドネツク人民共和国」「ルガンスク人民共和国」を自称する親ロ派武装勢力が現地の行政・治安機関を襲撃し占拠しました。「両国」は国家連合・ノヴォロシア(ロシア帝国がオスマン帝国との戦争で獲得した南東部地域全般を指す)をめざすと宣言しました。15年2月、外国部隊の撤退、ドンバス2州に自治権を認めることなどを内容とするミンスク合意が交わされました。しかしながら、ウクライナ側では自治権の承認はロシアによる実効支配につながるなどの批判、「両国」側も独立を果たせないと



日ロシア
領事館前
抗議行動
にて。撮
影／細川
義人

ロシアのウクライナ侵略戦争を どのようにして止めるか

【大阪大学名誉教授】藤本和貴夫

1. ロシアの戦争目的

2月24日にロシア軍が突如ウクライナの北部、東部、南部の三方から国境線を越えてウクライナに侵入してから4か月が経過した。ロシアのプーチン大統領はこの明らかな侵略戦争を「特別軍事作戦」と呼び、その目的が、8年にわたってウクライナ東部で中央政府と軍事紛争を続け、ジェノサイドの危機に瀕する「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の人々を保護することにあると明言した。そのためわれわれは「ウクライナの非軍事化と非ナチ化」を目指す。

しかし、ウクライナ政府がネオナチ勢力に支配されており、その政府の圧迫からロシア系住民を救出するというこの「作戦」の名目は、たとえばゼレンスキー大統領自身がユダヤ人であるという一事を挙げるだけで信用に値しないことが明らかである。

この4か月の戦争の経緯を見れば、プーチン政権はロシアの戦車群が一举に首都キーウを目指して進撃し、短期間でゼレンスキー政権を崩壊させ、

それに代えて自らの傀儡政権を樹立することができると考えていたと推測できる。しかし、外国軍の侵略はウクライナ国民を団結させ、NATOの情報網による支援とウクライナ住民の組織された激しい抵抗がロシア軍の首都攻略を阻止し、プーチン政権の当初の計画を早期に失敗に終わらせた。

戦争開始からほぼ1ヶ月後の3月23日、ロシア軍はキーウ周辺から退却したのである。

2. 戦争の第二段階

3月23日、ウクライナ国防省はロシアの作戦の焦点が南部と東部に移ったことを明らかにした。

4月以降、ロシア軍は東部では、親ロシア系の人民共和国がそれぞれ一定部分を支配しているドネツク州とルガンスク州に軍隊を集め、ウクライナ軍への攻勢を強めた。戦闘は独立を宣言している

「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の「人民民警」とロシア軍の連合軍がロシア製兵器で戦い、他方のウクライナ軍は主としてNATOから供与された高い性能を持つ小型の対戦

車砲などの兵器で応戦した。

この第二段階でのロシア軍は、「火砲を無制限に使用して都市全体を破壊する」という文字通りロシア軍の教科書に書かれている第二次大戦以来の戦術をとっているとされる。マリウポリがそうであり、セヴェロドネツクでも同じことが起こった。ウクライナ軍はロシア軍に匹敵する重砲と弾薬をもっていない。ゼレンスキー大統領がNATOに常に要求する最新で高性能の兵器がなければこれに対抗できないであろうと言われる。

6月24日の国連人権高等弁務官事務所の発表によれば、この戦争におけるウクラナ側の民間人の死者4662人(内子供320人)、負傷者5803人(内子供479人)、国外への難民481万人、国内への避難民1194万人である。実際はこれらの数字をはるかに越える数だとされている。2019年のウクライナの人口が4399万人であったことを考えれば、住民の4割近くが家を追われて避難民となっている。また、ウクライナ兵士の戦死者については6月21日にウクライナ側から約1万人と発表された。

他方、ロシア軍兵士の戦死者は発表されておらず、1万5千人という指摘がある。また、ドネツク人民共和国内の住民の被害については、ウクライナ軍の砲撃による死者178人(内子供9人)、負傷者847人(内子供64人)、戦闘の結果「解

放された地域」での負傷者1429人(内子供77人)死者数は不明で、マリウポリについてのデータを収集中とのことであり、戦闘の過酷さを考えれば厳しい数となることが考えられる。(全ロシア社会組織『将校連合』の6月18日「戦闘概況短報」www.ooc.su)

この戦争が日々多くの兵士の戦死者を出しているだけでなく、膨大な市民の死者と負傷者を生み、さらに国民のほぼ半数近くに及ぼうとする避難民を生み出し続けている事態をいかにして止めるかを考えなければならぬ。それは戦争を止め、すなわち、停戦交渉をただちに始め、交渉による紛争の解決にとりかかること以外に出口はない。

3. いかにして戦争を止めるか

ここでウクライナ戦争の特殊性について考えておきたい。

(1) ウクライナを支援するNATOが当初から戦場をウクライナの国境内に限定し、国境を越えてロシアに戦場を及ばさないと公言していること。その理由は、この戦争の拡大が第三次世界大戦を引き起こす危険があるからとされる。

(2) NATOは非加盟国であるウクライナに兵を送らず、情報と武器のみ供与しており、一方ロシアの侵略に反対する諸国も連携して強力な経済制裁に限定していること。

(3) ロシアは「特別軍事作戦」と称して、戒厳令や国民の総動員をさせていること。「戦争」という言葉を使うと処罰の対象になる。

これらが意味することは、ウクライナ国内での戦闘が如何に過酷なものであるうとも、戦争が拡大して影響が自国におよぶことを避け、その影響する範囲をウクライナの国境内に封じ込めようとしていることである。

またロシア国内の戦争反対の運動も、戦場に向かうのが一部の部隊に限定されている限り、「特別軍事作戦」体制を揺るがすことにならないとプーチン政権は考えているのであろう。

停戦はこのような「戦時体制」を解かせることと結びつく。戦争開始直前、退役将校の団体が戦争反対、プーチン辞任の国民向けアピールを出したことは、ロシアの底流に戦争反対があることを推測させる。1917年のロシア革命はもとより、

戦争と革命が結びついていることはロシアの歴史が教えるところである。

しかも忘れてならないことは、戦争が始まった直後から、すでに数度の停戦交渉が行われ、3月7日の交渉でゼレンスキー大統領はNATO加盟断念を表明していたことである。またその後の停戦交渉でウクライナの戦後の安全保障についても議論されていた。ロシアは長期的な自国の安全保障の観点からNATOの東方拡大、特にウクライナのNATO加盟の阻止をレッドラインとしてきた。戦火の拡大が大きいからこそ停戦交渉の実現に向けて声を上げなければならない。

一旦停戦しても、不安定な状態では再び紛争が起こると主張する人たちがいる。しかし、いまはまず停戦を実現してすべての住民の殺戮をとめるのかどうか問われているのだと主張したい。

自衛隊が関与する ウクライナへの支援

※**000**は防衛省提供で、
現物と異なる物がある

政府専用機で避難民20人をポーランドから運ぶ

防弾チョッキ=①、ヘルメット=②、
テント、カメラ、非常用糧食、衛生資材、
医療用資器材、双眼鏡、照明器具、
寝袋などを提供



ドローン=③、化学兵器対応の防護マスク、
防護衣を提供



C2輸送機=④で、アラブ首長国連邦に備蓄されている毛布、
ビニールシート、ランタンなどをポーランドと
ルーマニアへ運ぶ



横須賀・佐世保とのトライアングルの要・米海兵隊岩国基地 世界規模でも突出した基地強化

【ピースデポ代表】 湯浅一郎



F35B

2022年5月20日、在日米海兵隊第1海兵航空団（沖縄県）は岩国基地（山口県）にステルス戦闘機F35Bを16機追加配備する計画が完了したと発表した。F35Bは最新鋭戦闘機「F35」のなかで短距離離陸・垂直着陸（STOVL）ができるようにした機種である。さらに5月9日には米海兵隊が3年ぶりに公表した航空計画で、2014年から岩国基地に配備されている15機のKC130空中給油機を2023年3月までに17機に増強することも明らかになっている。岩国基地は増強の一途をたどっている。その課されている役割を考える。

（1）海兵隊の航空基地としての岩国基地

米海兵隊は七つの航空基地を有しているが、そのうち二つが海外にある。それが普天間基地（沖縄県）と岩国基地である。普天間は、オスプレイ24機をはじめとしたヘリ部隊が常駐している。岩国基地には、FA18ホーネット戦闘攻撃機を中心にハリアーIIやグラウラー電子戦機など約60機の

戦闘機が配備されていた。2016年8月、米軍は、岩国のハリアー8機、及びホーネット20機を米本国に移駐し、代わりに2017年からF35Bステルス戦闘機16機に交代すると発表した。そして冒頭に述べたようにF35Bは16機追加され、現在32機になっている。岩国配備のF35Bは佐世保配備の強襲揚陸艦に搭載されることになる。強襲揚陸艦はヘリ空母と言われるが、垂直離着陸戦闘機を搭載することで、規模は小さいが空母と同じ機能を有している。

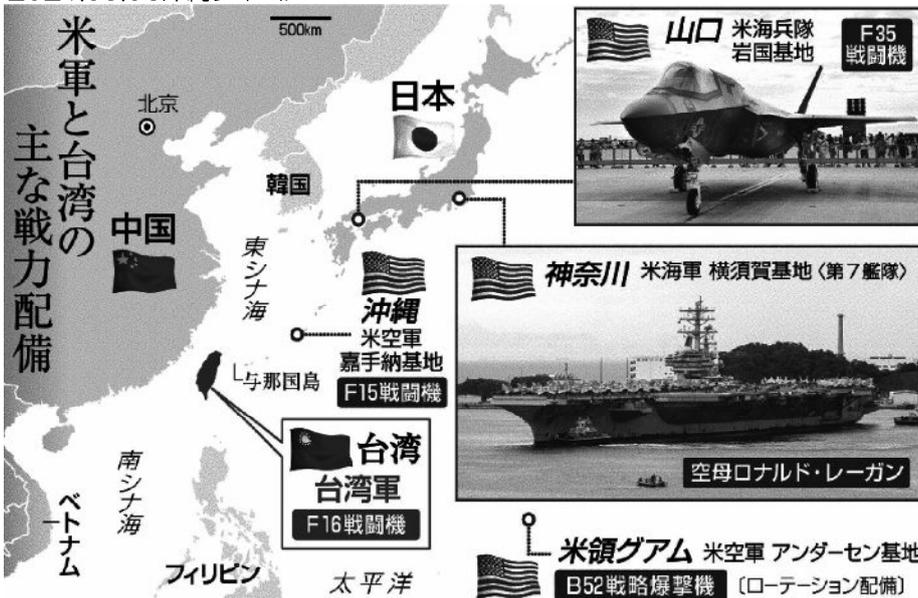
（2）空母艦載機の移駐で海軍も同居

その岩国に厚木基地の空母艦載機部隊の移駐計画が米軍再編の過程で急浮上した。理由は示されていないが、横須賀配備の空母を原子力空母にすることで、神奈川県への負担増を少しでも減らすべく、海面埋め立てで基地拡張した岩国が矢面上がった可能性がある。また今、馬毛島で自衛隊基地として建設を強行しているが、懸案である空母艦載機の夜間離着陸訓練施設を西日本で確保す

る方針も関係しているかもしれない。そして2018年3月31日、空母艦載機部隊61機の移駐が完了した。これにより岩国基地は海軍と海兵隊が共存する基地となった。

現在、岩国基地への配備機数は、元々の海兵隊配備の60機、空中給油機15機に加え、空母艦載機61機を含めると合計136機と推定される。こ

2021.09.06 沖縄タイムス



れまで極東最大といわれた沖縄県の嘉手納は全部合わせても100機程度なので、それをほるかにしのぐ規模である。

岩国への空母艦載機移駐で、岩国は海軍基地としての性格も持つようになった。否、むしろ海軍基地の性格の方が強くなったとも言える。原子力空母は動く軍事空港で、空母1隻の艦載機部隊は中規模国の軍事空港を上回る能力があり、世界中どこかの海にも行ける。どこかで戦端を開く必要があれば空母を派遣して艦載機が爆撃をする。イラク戦争が典型だが、1、2ヶ月の戦闘で政権を覆す。その戦争の戦端を開き、戦争の中心を担う空母の艦載機部隊が岩国に来たということは、岩国が戦争の中心を担い、戦争に最も近い基地となったことを意味する。

(3) 在日米軍の要となった岩国基地

朝鮮戦争が終結していない状況下で起こりうる朝鮮半島危機において、米韓合同の作戦行動における米軍には、在日米軍が含まれる。というよりも作戦の中心を担うことになる。

またここ数年、日米政府は台湾有事を意図的に取り上げ、東アジアの軍事緊張を高め、それに対応するための日米の軍事連携や、南西諸島から薩南諸島への自衛隊配備などを進めている。これらへの軍事的対応が具体的に想定される事態が生じ

た折には、岩国の軍事的機能は、朝鮮戦争を想定した場合と同様に米軍の中心的役割を担うことになる。

こうみると朝鮮戦争や対中国との軍事行動を想定した作戦において、岩国基地配備の航空機は、その中心的な役割を担うことが見えてくる。空母艦載機は空母「ロナルド・レーガン」打撃群の中心として空爆の第一撃を担う。海兵隊のF35B垂直離着陸機は佐世保の揚陸艦から空爆を行う。岩国に海軍と海兵隊の両方の航空機部隊がいることで、岩国基地は、横須賀、佐世保の海軍部隊の双方と密接な関係を保持し、空母と強襲揚陸艦という海上軍事基地をプラットホームとして戦闘を遂行するのである。普天間や横田のオスプレイ部隊も岩国を給油基地として経由しながら朝鮮半島や東シナ海へと向かう。これほど多彩な機能を有した基地は他にはない。逆に武力衝突が起これば、岩国は北朝鮮や中国の準中距離弾道ミサイルの標的になる。岩国は米軍の戦争を支えることと、その戦争に伴う標的になるという二重構造の中に否応なく置かれているのである。

2021年末現在、米軍は17万2642人の兵員を海外に配備している。その中で在日米軍は5万6842人と世界で最も多い。基地総数も120と最大で、特に大型基地は21と群を抜いている。横須賀には空母「ロナルド・レーガン」打撃

群を中心に13隻の戦闘艦、佐世保には強襲揚陸艦「アメリカ」を初めドック型揚陸艦や掃海艦など9隻が配備されている。海外基地で戦闘艦を5隻以上母港としているのは横須賀と佐世保だけである。これらの事実、在日米軍の際立った特徴である。岩国基地は、海上で軍事空港となる横須賀、佐世保配備の艦船をプラットホームとして、岩国配備の61機の空母艦載機、32機の垂直離着陸機F35Bがいつでも戦闘を起こせる体制を維持している。岩国は、横須賀、佐世保とのトライアングルの要となっており、世界規模で見ても戦略的に極めて重要な基地となっている。米軍の世界規模での海外展開の中で岩国基地の位置づけが飛躍的に高まっていることは間違いない。

■編集後記

沖縄戦ではアメリカ軍の侵攻により20万人が戦死した。とりわけ軍人よりも一般市民の死者数が多く、県民の4人に1人が亡くなっている。問題は、ヒロヒトが戦争終結に有利な条件で交渉するため、撤退を許さず徹底抗戦を命じた結果であるということだ。ゼロ歳児までを戦争協力者であったと顕彰する国家が、あくまで市民の守護者であること自認するならば、戦争することでそれが可能であったのかどうかを検証しなければならぬ。今ウクライナでの戦争で思うことは、果たして国家というものが、愛国を義務付けながら市民の命を守る不可欠の存在なのかどうかという問題である。

今日日本には愛国心が求められているという。そしてそのために自衛のための実力組織の存在を憲法に明記すべしというが、そんなものが私たちの命を守ることは無く、百害あって一利なしであるというのが沖縄戦の教訓ではないのか。だから、この歴史がますます抹殺されるのである。

共に血を流せ!と言ったのは誰か。それを後押しするのは誰か(古橋)。

佐渡鉱山、歴史の真実に向き合って登録を

【神戸学生青年センター理事長／強制動員真相究明ネットワーク共同代表】飛田雄一

私は、1980年代から朝鮮人強制連行の問題に取り組んでいる。私の生まれ育った神戸においても、アジア・太平洋戦争の時期に朝鮮人強制連行が行われた。1999年には「神戸港における戦時下朝鮮人・中国人強制連行を調査する会」が結成されて神戸港関連の調査活動が始まった。そこで初めて知る事実も多かった。私が高校時代に通っていた山陽電車の塩屋駅あたりに川崎重工に連行された朝鮮人の宿舍があったことも知った。高校時代にそのあたりをウロウロして古い宿舍が残っていたことも覚えていた。また神戸港で働かされていた中国人の宿舍が神戸駅のすぐ北、宇治川商店街の南にあったことも知った。そこで生活していた中国人を招いて案内したこともある。当時なかったポルトタワー（当たり前だ）に登って、「この弁天ふ頭から小さな船にのって突堤での荷揚げ作業をさせられていたのですよ」と説明した。ぼかんとされていた。それも当然で宿舍と仕事間の間を監視の下に移動させられていたのだから。

1990年代には、各地で強制連行調査を進めていたグループ／個人と強制連行全国交流集会を開催した。2004年には韓国では真相究明のための法律制定をうけて、政府機関として日帝「強占」下強制動員被害真相究明委員会がつけられた。私たちは日韓両国政府の約束で遺骨調査等がはじまったのだから日本政府も政府機関としての委員会を作るべきだと訴えた。それは残念ながら望むべくもなく、2005年に日本の市民団体が「強制動員真相究明ネットワーク」をつくり韓国の委員会とも協力しながら活動を展開した。私はその共同代表をつとめており、その事務局は神戸学生青年センターにある。

ネットワークは各地での調査活動をつなげる全国研究集会を各地で開催し、同時に強制連行の現場をたずねるフィールドワークも行った。また遺骨返還など日韓の間に未解決のまま残されている課題についての取り組みも行った。そしてここ数年取り組んでいるのがユネスコ世界遺産問題である。明治産業革命遺産（軍艦島等）について、日本政府は1910年までの遺産に限るとして申請

し認められた。しかし、申請時にそれ以降の時期の歴史についても説明すると発言したが、それがなされていない。ユネスコからはそのことが再三指摘されているが十分な回答を行っていない。明治産業遺産登録時に佐藤地（ユネスコ代表部大使）は、「その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと」を理解できるようにすると発言していたのである。（2015年7月5日）

佐渡金山「韓国に反論」

自民部会が政府に要請

自民党の外交部会などは2日、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に向けて登録の可否を決める世界遺産委員会の委員国への働きかけや韓国の主張に正々堂々と反論することなどを求める決議をまとめ、松野博一官房長官らに提出した。決議は政府による推薦について「政府の決断を高く評価し、強く支持する」と表明。「かつて朝鮮半島出身者の強制労働の現場だった」などとする韓国の主張に対しては「まさに我が国に対する誹謗中傷ともいうべきものであり、到底看過することはできない」と反論した。

その上で、登録実現に向け、遺産委の委員国や国際的な専門家への働きかけを積極的に行うことや、「韓国独自の主張には間断なく事実に基づいて正々堂々と反論する」ことを要求。内閣官房に設置されたタスクフォース（作業部会）が地元自治体などと協力し、反論するための材料を集め、理論武装するための強力な体制を早急に構築するよう求めた。

【畠山寛】

フジ住宅事件大阪高裁判決の示した差別文書差し止め命令

大阪高裁判決 フジ住宅の賠償増額

規範を社会の隅々に

【弁護士】村田浩治

(1) 事件の概要

フジ住宅株式会社（東証一部上場、従業員1000名以上）内では創業者の代表者である今井光郎会長や宮脇宣綱社長の指示だとして総務部が「全役職員 各位（含む出向者、契約社員、派遣社員、嘱託社員の方、パートの方、マンション管理員の方）」という配布表紙つきで全従業員に配布される資料に、遅くとも2013年頃から、①社内ですべて全従業員に対し、人種民族的な記載及びこれらを助長する記載のある資料（例えば〇〇人は嘘つきだ、「在日特権」というデマ文書等で以下「人種民族的資料ないし差別助長資料」という。）や今井会長が信奉する政治家や政治評論家の見解を記載した文書などを大量かつ反復継続的に配布した。また、②地方自治体における中学校の教科書採択にあたって、全従業員に対し、特定の教科書が採択されるようアンケートの提出等の運動に参加するよう呼びかけ実際に車で動員した。さらに、③原告がフジ住宅の行為で精神的苦痛をうけたとして提訴すると、社内で、原告を含む全

役職員各位」と題して、従業員らが原告について「温情を仇で返すバカ者」などと非難する多数の従業員感想文や（会社と密接な関係にある者の）原告を攻撃するブログ記事をコピーして配布した。

(2) 一審判決及び高裁での審理状況

2020年7月2日に大阪地裁堺支部で、上記①②③の行為の違法性を認め、フジ住宅及び会長に110万円の支払いを命じる判決が出された。これに対し、フジ住宅及び会長は判決を受け入れることなく控訴し、また、原告側も、一審判決の不十分な点をただすべく控訴した。

さらに、一審判決後もフジ住宅が資料配布を辞める気配が全く無く、相変わらず人種民族的資料ないし差別助長資料を配付し、さらに「原告は今も在籍して働いていると思うと虫唾が走ります」などと原告を攻撃する多数の従業員の感想文を全従業員に配布するなど原告攻撃も激しくなつた。

このような事態を受け、控訴審で上記①及び③

の行為を差し止める請求を追加するとともに仮処分も申し立てた。

(3) 高裁判決の内容

(1) 大阪高等裁判所（清水響、川畑正文、佐々木愛彦）の判決は第一審に引き続き、上記①②③の行為の違法性を認めた。

ア 上記①の人種民族的資料ないし差別助長資料の配布行為については、憲法14条、人種差別撤廃条約及びヘイトスピーチ解消法の趣旨に照らして、自己の民族的出自等に関わる差別的思想を醸成する行為が行われていない職場又はそのような差別的思想が放置されることがない職場において就労する人格的利益があった上で、フジ住宅及び会長が、上記資料配布行為を使用者の優越的地位を背景に行った結果、職場において、朝鮮民族はすべて嘘つきであり、信用することができず、親中・親韓的態度を取る人物はすべて嫌悪されるべきであるなどといった意識を醸成させ、上記人格的利益を侵害したと認めた。また、差別目的によるものではないなどというフジ住宅及び今井会長の弁解を退けて、差別を煽動する効果をもつる行為を行ったことによりはならないとして、違法性を認めた。

イ 上記②の動員行為について、使用者が自己の支持する政治活動への参加を労働者に促すこと

2021.11.19毎日新聞



大阪高裁の判決後に「勝訴」などと書かれた紙を掲げる原告側—大阪市北区で18日午後2時11分、柳原愛実撮影

については、たとえ参加を強制するものではないとしても、参加の任意性が十分に確保されている必要があるとして、その違法性を認めた。

ウ 上記③の原告攻撃の資料配布行為については、職場において抑圧されることなく裁判を受けることができる人格的利益を認めた上で、フジ住宅及び今井会長が優越的地位を利用し、本件訴訟の提起を非難する他の従業員や第三者の意見を、社内の従業員に対しても広く周知させ、原告に対し職場における強い疎外感を与えて孤立させ、本件訴訟の提起及び追行を抑圧したとして、このような人格的利益の侵害を認め、違法性を認めた。

(3) そして、フジ住宅が、原判決で違法性が指摘されても省みることなく上記①及び③の行為を続けてきたことから、⑦韓国の民族的出自等を

有する者又は韓国に友好的な発言若しくは行動をする者に対する侮辱の文書及び①原告を批判し又は誹謗中傷する文書に限定した上で差止めを認め

た。

(4) 高裁判決の意義

高裁判決は、人種差別撤廃条約の趣旨を実現するために企業に対して民族的出自等に関わる差別的思想を醸成する行為が行われていない職場又はそのような差別的な思想が放置されることが無い職場において就労する労働者の人格的利益を保障する義務を求め、パワハラ防止法の趣旨にも言及した上で、使用者が、労働者に対する関係で、民族的出自等に関わる差別的な言動が職場で行われることを禁止するだけでは足りず、そのような差別的な言動に至る源となる差別的な思想が使用者自らの行為又は他者の行為により職場で醸成され、人種間の分断が強化されることが無いよう配慮する義務があるとの規範を示した。

使用者が職場内において、差別的な思想が醸成されないよう積極的に配慮する義務を示した判断は、今後、職場環境配慮義務の内容として活用できる。

また、文書を限定したとはいえ、差別を助長する文書とは何かを示して差し止めを認めたことも原告保護の実効あるものにすると共にこのような文書は配布してはならないという規範も示した。

(5) 判決の示した規範を社会的な規範に

フジ住宅は高裁判決の翌日にはさっそくHPで上告する旨のコメントを出し、フジ住宅及び会長ともに上告・上告受理申立を行うとともに仮処分に対しては保全異議を行った。原告は、仮処分について間接強制の申立を行い、2022年2月25日に間接強制の決定が出た。

フジ住宅は、上記保全異議や間接強制の審理において仮処分で禁じられた文書の配布はしないと明言し、実際に仮処分決定以降は裁判所が禁じた資料の配布をされなくなった。

原告は、一貫して会社が変わって欲しい(働きやすかった元の会社に戻って欲しい)という思いを述べており、高裁判決後の記者会見でも、「今度こそ会社が変わってほしい」と述べた。原告が目指すのは、自分が生まれ育った社会や働いている職場が、差別がなく人種や民族にとらわれない健全さを取り戻すことなのである。

「なぜみんな黙っているの」と不安を感じながら、裁判を起こした原告の思いに込めること、自分の職場やコミュニティで実現するために裁判所が示した規範を広めていくことが求められている。

いつも購読ありがとうございます。
簡単にでも読後感想などいただければ幸いです(編集部)。